

第 1 回新型コロナウイルス感染症対策分科会について（概要）

1. 日 時：令和 2 年 7 月 6 日（月） 13：00～14：30
2. 場 所：合同庁舎 8 号館 1 階講堂
3. 構成員：別紙参照
4. 分科会の審議事項：
 - (1) 感染動向のモニタリング
 - (2) ワクチン接種のあり方
 - (3) 「次の波対策」を含めた今後の新型コロナウイルス感染症対策
 - 検査体制、医療提供体制の強化
 - 保健所機能・サーベイランス等のあり方
 - 市民生活、事業活動における留意事項
 - リスクコミュニケーションのあり方
 - 研究推進体制や疫学情報共有のあり方
5. 主な議論：
 - ①首都圏をはじめとした最近の感染状況と当面の対応
 - ・ 30 代以下の若い方が多く重症者が少ないため医療提供体制はひっ迫していないこと、検査体制が整備されていることから、緊急事態宣言を発出した 4 月上旬とは状況が異なる。
 - ・ 国と都区で連携して進めている取組を引き続き推進するべき。
 - ・ 感染経路不明の割合が一定程度あること、比較的若い方にも重症者がいること、中高年の感染者が増えていることについて危機感がある。
 - ・ 今後の対策をとるうえで、感染者に関するデータを迅速に共有する仕組みが課題。
 - ・ 感染者数だけでなく、その内訳について丁寧に説明することが必要。
 - ②イベント開催制限等の段階的緩和
 - ・ 引き続き業種別ガイドラインを踏まえて感染防止対策を徹底すること、名簿の作成や接触確認アプリの周知など万が一感染が発生した場合の感染拡大防止の対応がとれることを前提に、7 月 10 日からイベント開催制限等のもう一段階の緩和を行う。
 - ③戦略的な検査体制の構築
 - ・ 「有症状者」、「無症状で感染リスク及び事前確率が高い場所・人」、「無症状で感染リスク及び事前確率が低い場所・人」の categories に分けて、メリハリをつけて戦略的な検査体制を構築する必要がある。
 - ・ 特に、3 番目の categories に対する検査のあるべき姿について、一定のコンセンサスを構築する時期にきたのではないか。その際、検査には常に擬陽性、偽陰性の課題があることを前提にしなければならない。
 - ④感染者のデータの共有
 - ・ 感染拡大防止のためには、疫学情報がリアルタイムで集計され、広域で共有することが極めて重要。
 - ・ 自治体によって個人情報保護条例が異なる、都道府県と保健所設置市の関係、そもそもの保健所機能の強化が必要といった複雑な課題があり、ワーキンググループを作って現場で対応している人の意見も聴きながら、問題を早急に解決する必要がある。
 - ・ HER-SYS についても改善の余地があり、今後対応していく必要。
 - ⑤水際対策
 - ・ 今後、「入国前」、「入国時の空港での検疫」、「入国後の国内で発症した際の対応」について、省庁横断的な連携のもとで一元的な意思決定ができるようにすることが必要。

6. 平井知事からの発言

- ・地域の感染状況に応じて、初動でPCR検査を徹底的にやって封じ込める地方型と、ある程度の感染者がいる前提で一定の場所・人に重点的に検査を行う大都市型と、違ったアプローチが必要なのではないか。
- ・首都圏を中心とした感染者の広がりに対する懸念は大きいため、この感染拡大を抑えることが重要であり、全国の自治体による協力も考えられる。
- ・保健所の積極的疫学調査や特措法の休業要請の運用やその強制力等について、法的な限界もあるため、今後の議論に加えていただきたい。
- ・第1波の経験も踏まえ、今後の入国拒否の緩和にあたっては、徹底的な水際対策を行う必要がある。
- ・院内感染を防ぐため、入院患者や妊婦に対するPCR検査についても考えていく必要がある。
- ・感染者データの共有に当たって、HER-SYS（新型コロナウイルス感染者等情報把握・情報支援システム）の使い勝手の改善を図る等、実務的なことも議論に加えていただきたい。

7. 今後のスケジュール

- ・当面、1週間ごとを目途に分科会を開催。状況に応じて臨機応変に開催することもありうる。
- ・その時点における感染動向のモニタリングを行うほか、当面は「8月以降のイベント開催制限の段階的緩和」、「ワクチンが開発された場合の予防接種の考え方」を議論するとともに、必要に応じて「次なる感染拡大の波に備えるための施策」について議論を行う。
- ・今後、「サーベイランスとリスクアセスメント」、「感染者に関する偏見・差別とプライバシー」について、ワーキンググループを作って検討を進める。

(文責：鳥取県)

経済財政運営と改革の基本方針2020（仮称）（原案）【抜粋】

第2章 感染症拡大への対応と経済活動の段階的引上げ

1. 医療提供体制等の強化

感染拡大防止と経済活動の段階的引上げとの両立を図るため、検査体制に関し症状の有無や感染リスクを踏まえ、基本的な考え方を整理し、戦略的に検査能力を拡充する。具体的には、有症状者については、抗原検査も活用しながら迅速に検査を受けられる体制をより確実なものとする。無症状の濃厚接触者など感染している可能性が高い者については、PCR検査を幅広く行う。医療従事者や入院患者、施設入所者等に対して、感染が疑われる場合は積極的に検査を行うことを検討する。その際、必要なときには速やかに検査が受けられるという安心感を与えられるレベルを確保するため、PCR検査と抗原検査との最適な組み合わせによる迅速かつ効率的な検査体制の構築、民間検査機関の更なる活用促進等による検査能力の増強、PCR検査センターの設置の促進や検査実施機関の拡充、唾液を用いたPCR検査・抗原検査の推進等に取り組む。さらに、上記以外の者に対する検査の在り方については、偽陰性・偽陽性など検査の限界も考慮しつつ、社会経済活動を安心して行えるようにする観点を踏まえて検討する。また、国際的な人の往来の再開に備えて、検疫における検査体制を大幅に増強する。あわせて、HER-SYS¹³の早急な定着・活用により、患者等に関する情報を関係者で迅速に共有できる体制を構築するなど、感染症情報について、情報収集と管理の仕組み・体制を集約、一元化し、そのための保健所の体制強化、積極的疫学調査・クラスター対策の強化に取り組む。また、接触確認アプリの普及を促進する。それとともに、大規模感染症の流行時において国レベルで迅速かつ柔軟、確実に対処できる仕組みを構築するため、必要な法整備等について速やかに検討を進める。

今後インフルエンザの流行期と感染の波が重なることも予測される中、仮に国内で感染者数や発熱患者等疑い患者が急増した場合でも十分に対応できるよう、医療提供体制を強化していく。このため、都道府県とも連携しつつ、疑い患者も含め病床を確保し、必要に応じ専用の病院や病棟の設置を推進する。また、これらの医療機関に対して、今般の診療報酬の引上げ、病床確保・設備整備に対する補助を通じて支援するとともに、それ以外の医療機関・薬局に対しても、感染拡大防止のための支援、危機対応融資の拡充など当面の資金繰りの支援を着実に実施する。G-MIS¹⁴により、空床状況や人工呼吸器等の保有・稼働状況・人材募集状況など医療提供状況を一元的かつ即座に把握し、「医療のお仕事 Key-Net」を通じて人材確保を図るとともに、都道府県等にも情報提供し、迅速な患者の受入調整等にも活用する。また、医療現場で必要となる感染防護具や医療機材の確保・備蓄、国内生産体制の整備を進める。宿泊療養施設を確保するとともに、その運営に必要な支援を引き続き行う。

自衛隊の感染症対処能力の更なる向上や感染拡大防止を図るとともに、AIシミュレーション等の活用による効果分析等を通じた感染拡大防止策の進化を図る。

引き続き、日本を含め世界の^{えいち}叡智を結集することにより、効果的な治療法・治療薬やワクチ

ン等の研究開発を更に加速し、国内での生産体制を早期に整備するとともに、ワクチンや治療薬の必要量の確保とワクチン接種体制の構築を進める。

在外邦人の実態把握を含め、その保護のための取組を強化する。国際的な人の往来は、ビジネス上の必要な往来から段階的に、感染拡大防止と両立する範囲内において、国内外の感染状況等を総合的に勘案し、国外からの新型コロナウイルスの流入防止に万全を期すため、引き続き水際措置を徹底しつつ、各国・地域と協議・調整の上で実施していく。また、一時帰国した在留外国人の再入国を許可する範囲等について検討する。

¹³ 新型コロナウイルス感染症等情報把握・管理支援システム。

¹⁴ 新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム。

今後の新型コロナウイルス感染拡大防止対策について（案）

- ・首都圏を中心とした感染の拡大を封じ込めるため、クラスター発生に即した個別の店舗や繁華街に対する実効性のある措置を講ずるとともに、軽症のまま地域で感染を広げかねない若年層に対する呼びかけを行うなど、早急に適切な対策を講じていただきたい。なお、全国の道府県による応援を検討する用意があることを申し添える。
- ・PCR検査の戦略的拡大に関して、クラスターが発生した店舗の関係者はもとより、地方における初期段階の封じ込めも含めて検討するとともに、検査機器の導入や試薬の供給、検査に要する経費などについて国として支援を行っていただきたい。
- ・屋内イベントにおける「収容率50%以内」の目安について、検討会を設置して検討を進められていると承知しているが、地域の感染状況に即した開催に配慮することも含め、8月以降の取扱いを検討していただきたい。
- ・新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れた医療機関に加え、受診控えもあり地域医療を担う多くの医療機関の経営が厳しくなっていることから、次の感染の波に備えるためにも実態に即した支援を行うとともに、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金が不足する場合には、予備費の執行を速やかに検討していただきたい。
- ・検査結果が判明するまで入国者を空港周辺に留め置くなど水際対策を強化するとともに、入国者の情報を都道府県へ提供していただきたい。
- ・保健所の積極的疫学調査や特措法による休業要請等の実効性の担保や、個別店舗への特措法第24条第9項による協力要請も含め、法的措置を検討していただきたい。
- ・テレワークやワーケーションをはじめとしたICTを活用した新たな生活様式の展開を国として緊急に推進していただきたい。

令和2年7月 日

全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部

本部長 徳島県知事 飯泉 嘉門

本部長代行・副本部長 鳥取県知事 平井 伸治

副本部長 京都府知事 西脇 隆俊

副本部長 神奈川県知事 黒岩 祐治